

# JIS

## 業務用ガスこんろ

JIS S 2113 : 2019

(JIA)

平成 31 年 4 月 22 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

|       | 氏名      | 所属                                   |
|-------|---------|--------------------------------------|
| (委員長) | 大 瀧 雅 寛 | お茶の水女子大学                             |
| (委員)  | 浅 見 剛 尚 | 一般財団法人日本文化用品安全試験所                    |
|       | 阿 部 哲 也 | 一般財団法人製品安全協会                         |
|       | 太 田 秀 幸 | 一般社団法人繊維評価技術協議会                      |
|       | 鹿 野 歩 子 | 独立行政法人製品評価技術基盤機構                     |
|       | 佐々木 定 雄 | 一般社団法人日本ガス石油機器工業会                    |
|       | 島 谷 克 史 | 公益社団法人消費者関連専門家会議                     |
|       | 寺 山 博 子 | イオン株式会社                              |
|       | 中野子 礼 子 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル<br>タント・相談員協会 |
|       | 平 井 郁 子 | 大妻女子大学                               |
|       | 平 野 祐 子 | 主婦連合会                                |
|       | 星 川 安 之 | 公益財団法人共用品推進機構                        |
|       | 町 田 隆   | 一般財団法人家電製品協会                         |
|       | 山 口 公 樹 | 一般社団法人日本オフィス家具協会                     |

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 31.4.22

官 報 公 示：平成 31.4.22

原 案 作 成 者：一般財団法人日本ガス機器検査協会

(〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-10 JIA ビル TEL 03-5570-5981)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

|                                 | ページ |
|---------------------------------|-----|
| 1 適用範囲                          | 1   |
| 2 引用規格                          | 1   |
| 3 用語及び定義                        | 2   |
| 4 区分                            | 3   |
| 4.1 設置形態による区分                   | 3   |
| 4.2 機種別の区分                      | 3   |
| 5 性能                            | 4   |
| 6 構造, 材料及び寸法                    | 8   |
| 6.1 構造一般                        | 8   |
| 6.2 材料一般                        | 9   |
| 6.3 機種別構造                       | 10  |
| 6.4 各部の構造及び寸法                   | 11  |
| 7 試験方法                          | 13  |
| 7.1 性能試験                        | 13  |
| 7.2 機器の設置状態                     | 14  |
| 7.3 機器の使用状態                     | 14  |
| 7.4 個々のバーナのガス消費量の総和に対する全ガス消費量の比 | 14  |
| 7.5 燃焼状態試験                      | 14  |
| 7.6 平常時温度上昇試験                   | 15  |
| 7.7 安全装置                        | 16  |
| 7.8 はんだの耐久性試験                   | 17  |
| 7.9 反復使用試験                      | 17  |
| 7.10 連続燃焼試験                     | 17  |
| 7.11 構造, 材料及び寸法の試験              | 17  |
| 8 検査                            | 18  |
| 8.1 形式検査                        | 18  |
| 8.2 製品検査                        | 18  |
| 9 表示                            | 18  |
| 9.1 製品表示                        | 18  |
| 9.2 取扱注意表示                      | 19  |
| 10 取扱説明書                        | 19  |
| 附属書 A (規定) 安全要求事項               | 27  |
| 解 説                             | 39  |

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本ガス機器検査協会（JIA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 業務用ガスこんろ

## Commercial gascookers

## 1 適用範囲

この規格は、液化石油ガス又は都市ガス（以下、ガスという。）を燃料とする、主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年政令第 14 号）第 2 条第 1 号に掲げる者が、業務の用に供する調理機器（以下、機器という。）について規定する。この規格が対象とする機器を表 1 に示す。

なお、この規格では、圧力は、大気圧と示しているもの以外は、全てゲージ圧力とする。

**注記** この規格で規定する機器については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における液化石油ガス器具等及びガス事業法におけるガス用品に指定されている（附属書 A 参照）。

表 1—機器

| 機種                                    | 表示ガス消費量<br>kW                     | 機能など                                       | 図       |
|---------------------------------------|-----------------------------------|--|---------|
| ガスこんろ<br>(カセットこんろを除く)<br>(以下、こんろという。) | 14 以下<br>こんろバーナ 1 個<br>当たり 5.8 以下 | バーナの上に鍋などを支えて、調理する機器                       | 図 4～図 6 |
| 複合形機器<br>a)                           | ガスグリル付こんろ<br>(以下、グリル付こんろという。)     | 14 以下<br>こんろ本体にグリル部を組み込んだ機器                | 図 7     |
|                                       | ガスレンジ<br>(以下、レンジという。)             | 21 以下<br>こんろ又はグリル付こんろの下部にオープンを配置し、一体になった機器 | 図 8     |
|                                       | グリル付こんろ、及びレンジを除く<br>その他のもの        | 21 以下<br>こんろとこんろ以外の二つ以上とを組み合わせた機器          | —       |

注 a) 複合形機器の個々のガス消費量は、機種別の表示ガス消費量のとおりとする。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 0203 管用テーパねじ

JIS B 0405 普通公差—第 1 部：個々に公差の指示がない長さ寸法及び角度寸法に対する公差

JIS B 2401-1 Oリング—第 1 部：Oリング

JIS C 1602 熱電対

JIS C 1605 シース熱電対

JIS C 3101 電気用硬銅線

JIS C 3102 電気用軟銅線